

国民年金だより

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)を利用できます。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年未満の場合)がありました。

このような事態を避けるために、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。

具体的には、平成15年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。(注)

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんのでご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」または函館年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

後納制度に関するお問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

函館年金事務所国民年金課 ☎0138-56-1165

8月の年金相談 8月27日(火) 10:40~15:00 役場町民室

相談をスムーズにするため、事前に時間予約をしていただくこととなりますので、8月22日(木)までに役場町民生活課へ電話などで予約してください。

年金に関するお問い合わせは、役場町民生活課 年金担当(☎42-2275内線252)へ

【広告】

医療法人社団 陵仁会

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

えんどう桔梗 マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実) 院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診

休診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

分産室増築中の為(8月完成予定) 8月の日曜診療は、11日・25日になります。8月13日は午後休診。

随時福祉ハイヤーの送迎可(特別料金半額にて)。福祉ハイヤー TEL.090-7654-5554

入院設備完備

初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。

函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前)

TEL(0138)47-3001

